

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、「機構」という。）契約事務規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和2年1月24日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 森本泰介

1 入札執行者

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 森本泰介

2 担当部署

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1の2

京都市立病院事務局管理PFI担当

電話番号 075-311-5311（内線2564）

3 入札に付する事項

(1) 案件名称

令和2年度京都市立病院産業廃棄物収集運搬及び処分（感染性産業廃棄物を除く）
業務

(2) 排出事業場

京都市立病院（京都市中京区壬生東高田町1の2）

(3) 業務期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 品目

ア 収集運搬

(ア) 感染性廃棄物

(イ) 産業廃棄物（廃プラスチック、混載ごみ（大型ごみ））

イ 処分

産業廃棄物（廃プラスチック、混載ごみ（大型ごみ））

各品目の詳細は別紙仕様書のとおり

(5) 契約方式

単価契約

(6) その他

別紙仕様書のとおり

4 入札に参加する者に必要な資格

機構契約事務規定第2条に規定するほか、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市長から、廃棄物の処分及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）の規定に基づく下表左欄に記載の許可を受け、かつ当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に右欄の項目を含む者

許可証	事業の範囲
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 (廃掃法第14条の4第1項)	感染性産業廃棄物
産業廃棄物収集運搬業許可証 (廃掃法第14条第1項)	廃プラスチック類, ガラスくず, 金属くず, 木くず
産業廃棄物処分業許可証 (廃掃法第14条第6項)	廃プラスチック類, ガラスくず, 金属くず, 木くず

- (2) 別紙仕様書別表第1に記載の処分予定数量を上回る処分能力を有している者
- (3) 仕様書3「収集運搬業務の実施方法」に記載の収集頻度を上回る収集運搬能力を有している者
- (4) 公益財団法人日本産業廃棄物処分振興センターが運営するJWNETを利用して業務を実施できる者
- (5) 過去3年間(平成28年4月以降)に300床以上の病床数を有する病院において、1年以上感染性産業廃棄物収集運搬業務を履行した実績がある者
- (6) 京都市競争入札参加停止取扱要綱の規定に基づく競争入札参加資格停止を受け、その期間中でない者
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てがなされていない者
- (8) 次のア～キのいずれにも該当しない者
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札参加資格確認書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和2年1月24日（金）から令和2年2月3日（月）まで

(2) 配布場所及び配布方法

機構ホームページ上にて配布する。直接配布は行わない。

<https://www.kch-org.jp/kcho/bid>

6 入札参加資格確認等

本入札に参加を希望する場合は、次により期限までに下記(2)の書類を各1部提出すること。提出方法は、持参のみとし、郵送及び電送によるものは受付しない。

(1) 提出期間

公告の日から令和2年2月3日（月）までとする。

なお、受付時間は土、日及び休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

持参する際は、持参する日時を事前に上記2の担当部署に連絡すること。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 対象廃棄物に関する収集運搬業許可及び処分業許可を有することを証する書類（許可証）の写し

ウ J W N E Tへの加入証の写し

エ 上記4(5)に該当することを示す書類（任意様式）
（病院名、病床数及び業務期間を記載すること）

オ 上記4(6)に該当することを示す書類
（京都市入札情報館が公表する参加停止措置一覧表）

カ 上記4(2)、(3)、(7)及び(8)に該当することについての誓約書

(3) 提出先

上記2に同じ

(4) 確認通知

入札参加資格の確認は、上記(2)の受領の際に行い、その結果はその場で口頭により通知する。

(5) その他

ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書は、京都市情報公開条例に基づき公開することがある。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和2年2月5日（水）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札の日時

令和2年2月7日（金）午前10時30分

(2) 入札の場所

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1の2
京都市立病院本館5階会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札予定価格

金7,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(5) 入札金額

落札価格は入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、それぞれの明細において見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額（当該金額は、0.01円単位までで端数切り上げとすること）にそれぞれ仕様書別表第1の処分予定数量を乗じたものの合計金額（以下「総額」という。）を記

載すること。

(6) 入札資料の提出方法

入札の日時に下表のとおり提出すること。

入札書	長形 3 号封筒に同封し，表面に「入札書在中」と朱書きし，裏面糊付部分には封緘印を押印すること。
積算内訳表	入札書に同封すること。

(7) 入札者又はその代理人は，提出した入札書の書換え，引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札執行者は，機構契約事務規定第 9 条に規定する者の入札を拒絶し，機構契約事務規定第 10 条に規定する場合には，当該入札手続を停止し，又は取り消すことがある。

(9) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 同一事項の入札について，自己のほか，他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

エ 同一事項の入札について，2 人以上の代理人をした者の入札

オ 前各号に定めるもののほか，機構契約事務規定第 5 条各号に規定する入札

(10) 開札

開札は入札の終了後，直ちに当該場所において，入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(11) 落札者の決定方法

ア 予定価格の範囲内で最低価格となる有効な入札をした者を落札者とする。

イ 本入札は単価契約であるが，入札金額及び落札の決定は総価によって行う。

ウ 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは，直ちに当該入札者にくじを引かせ，落札者を決定するものとする。

エ イの同価格の入札をした者のうち，くじを引かない者があるときは，入札事務に関係のない機構職員に，これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(12) 落札者及び落札者以外の入札参加者への通知

落札者を入札の場所にて宣告するとともに，令和 2 年 2 月 14 日（金）までに京都市立病院ホームページ上での入札結果の発表をもって行うものとする。

(13) 再度入札

再度入札は行わない。

(14) その他

ア 契約の締結にあたっては，契約書を作成しなければならない。

イ 落札者が業務期限開始日以前に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

9 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者は、入札執行者に対して落札者とならなかった理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和2年2月19日（水）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じ。

10 質疑（上記8以外の事項）及び回答

- ア 提出期間 公告の日から令和2年2月3日（月）までとする。
- イ 提出方法 電子メール（送信後、電話にて受信確認を行うこと。）
宛先を【質疑】令和2年度京都市立病院産業廃棄物収集運搬及び処分（感染性産業廃棄物を除く）業務（〇〇（氏名））とすること。
- ウ 提出先 Email：waqba864@kch-org.jp， saqbe017@kch-org.jp
- エ 提出様式 任意様式による
- オ 回答 提出日から起算して3日以内（土日祝を除く）に機構ホームページに掲載<https://www.kch-org.jp/kcho/bid>

11 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和2年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、上記2とする。